

2018年8月3日
コベルコ建機株式会社
コベルコ教習所株式会社

コベルコ教習所株式会社における講習時間不足について

この度、コベルコ建機株式会社の100%子会社であるコベルコ教習所株式会社（以下：コベルコ教習所）岐阜教習センターにおいて、関係法令で定められた講習時間に対して実際の講習時間が不足していたという事実が確認され、監督官庁に報告、業務停止の行政処分を受けました。

昨年12月11日に公表いたしました北九州、広島教習センターにおける事案に続く講習時間不足の発生、行政処分となりましたことを重く受け止めるとともに、お客様をはじめ関係者の皆様方には再び大変ご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 本件の経緯

岐阜教習センターにおいて、2018年3月7日および8日の「車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習」学科項目の講習における講習と講習の間の休憩時間が、本来5分としていたところ、数分間長く休憩していたものとなります。そのため、休憩後の講習時間が定められた講習時間より数分短くなっておりました。

2. 岐阜教習センターでの講習時間不足に対する行政処分と補講について

(1) 岐阜労働局からの行政処分概要(平成30年8月1日付)

- ・「車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習」に対する業務停止処分2カ月(平成30年8月20日から平成30年10月19日までの2ヶ月間)
- ・平成30年3月7日から平成30年3月8日に実施した、対象となる技能講習を受講した計19名全員に対して補講を実施し、平成30年8月20日までに報告をおこなうこと(改善命令)。

(2) 行政処分の対象と今後の補講について

処分は、岐阜教習センターにおいて、2018年3月7日から8日におこなわれた「車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習」の学科項目の講習時間が不足していたことに対するものです。

補講につきましては、岐阜労働局からの補講実施の指示に基づき、既に補講対象となる方々に個別にご連絡を行っており、8月3日現在で18名の方の補講予約を完了しております。残る1名の方の補講を含め、20日までに完了できる見込みです。

再びこのような事案が発生しましたことは、誠に遺憾であり、厳粛かつ重大に受け止めるとともに、今後このような事態が再び発生することのないよう、コンプライアンス体制の強化を図るとともに法令遵守を一層徹底し、信頼回復に努めてまいります。

以上

<参考>

1.過去のニュースリリースについて

○2017年12月11日付 ニュースリリース

「コベルコ教習所株式会社における講習・教習時間不足について」

<https://www.kobelcocm-global.com/jp/news/2017/171211/index.html>

○2018年3月2日付 ニュースリリース

「コベルコ教習所株式会社における講習・教習時間不足について(続報)」

<https://www.kobelco-kyoshu.com/hiroshima/information/20216>

■ 本件に関するお問い合わせ先：

コベルコ建機株式会社　： 広報秘書グループ<TEL：03-5789-2112>

■ 教習・講習を受けられた方、補講に関するお問い合わせ先：

コベルコ教習所株式会社

(ホームページ URL)：<https://www.kobelco-kyoshu.com/>

(代表)

TEL：078-935-4467

E-mail：shikaku-webmaster@kobelconet.com

(北九州教習センター)

TEL：093-571-1489

E-mail：shikaku-ki@kobelconet.com

〒803-0801 福岡県北九州市小倉北区西港町88-11

(岐阜教習センター)

TEL：0584-87-2551

E-mail：shikaku-hi@kobelconet.com

〒503-0932 岐阜県大垣市本今町1720-5

*記載されている情報は発表時のもので、予告なく変更される場合があります。